

社会福祉法人青藍契約事務規則

第一章 総則

(この規則の趣旨)

第1条 この規則は、法令その他別に定めがある場合を除くほか、売買、貸借、請負その他の契約に関し必要な事項を定めるものとする。

第二章 契約

第一節 通則

(契約書の作成)

第2条 理事長又はその委任を受けた者(以下「契約担当者」という。)が契約をしようとするときは、契約金額、契約の目的、履行期限、契約保証金その他必要な事項を詳細に記載した契約書を作成しなければならない。

(契約書の記名押印)

第3条 契約書には、理事長又は契約担当者が記名押印しなければならない。

(契約書の作成を省略できる場合)

第4条 契約担当者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第三条に規定する契約書の作成を省略することができる。

- 一 指名競争入札による契約又は随意契約で、契約金額が百万円未満のものをするとき。
 - 二 物品の売払いの場合において、買受人が直ちに代金を納付してその物品を引き取る時。
 - 三 郵便はがき、郵便切手並びに収入印紙及びこれに類する物品を購入する場合において、直ちにその物品を引き取る時。
 - 四 あらかじめ納品単価を定める契約をしている物品を購入する場合において、直ちにその物品を引き取る時。
 - 五 国及び他の地方公共団体その他公共団体と物品を売買するとき。
 - 六 せり売りに付するとき。
 - 七 第一号に規定するもの以外の随意契約について理事長が契約書を作成する必要がないと認めるとき。
- 2 契約担当者は、前項の規定により契約書の作成を省略する場合においても、契約の適正な履行を確保するため必要があると認めるものについては、請書その他これに準ずる書面を徴さなければならない。

(契約保証金)

第5条 契約担当者は、法人と契約する者(以下「契約の相手方」という。)に、現金で、契約金額の百分の十以上の契約保証金を納めさせなければならない。

2 前項の規定による契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもつて、これに代えることができる。

- 一 契約担当者が適当と認める有価証券
 - 二 銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関の保証
 - 三 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和二十七年法律第百八十四号)第二条第四項に規定する保証事業会社(以下単に「保証事業会社」という。)の保証
- 3 前項第一号の有価証券は、無記名のものとし、その価格は、時価の十分の八で換算した額とする。ただし、銀行振出小切手は、小切手金額とする。
- 4 第二項第二号の銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関の保証又は同項第三号の保証事業会社の保証を契約保証金に代わる担保とする場合における当該担保の価値は、その保証する金額とする。
- 5 契約担当者は、第二項第二号の銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関の保証又は同項第三号の保証事業会社の保証を契約保証金に代わる

を提出させ、その提出を受けたときは、遅滞なく、当該保証をした銀行その他契約担当者が確実に認める金融機関又は保証事業会社との間に保証契約を締結しなければならない。

6 契約担当者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

一 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする契約履行保証保険契約を締結したとき。

二 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

三 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。)第百六十七条の五第一項及び第百六十七条の十一第二項の規定に基づき知事が定める資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去に国(公団を含む。)又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

四 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。

五 物品を売り払う契約を締結する場合において、その売払代金が即納されるとき。

六 随意契約を締結する場合において、その契約金額が少額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

七 その他契約の性質上契約保証金を納付させる必要性が明らかでないとき。

7 契約担当者は、前項第一号の規定に該当するため契約保証金の全部又は一部を免除しようとするときは、当該契約に係る契約履行保証保険証券又はその保険加入を証する書面を契約締結の時までに提出させなければならない。

(その他必要な事項についての契約条項)

第6条 契約担当者は、第三条の規定により契約書に記載すべき事項のうちその他必要な事項の内容を定めようとする場合には、次に掲げる事項についての定めをしなければならない。ただし、当該事項のうちその必要がないと認められるものについては、これを省略することができる。

一 契約によつて生ずる権利若しくは義務又は契約の目的を、いかなる方法をもつてするを問わず、第三者に譲渡し、承継し、一括して下請若しくは委任し、又は担保に供させてはならないこと。ただし、特別の必要があつて契約担当者の承諾を得たときは、この限りでないこと。

二 契約の相手方が天災地変その他やむを得ない理由によつて期限内に義務を履行することができないときは、その理由を具して、期間延長の願い出をすることができること。

三 契約期限を過ぎて契約の相手方の義務の履行を認める場合においては、遅延日数に応じ、契約金額につき年十四・五パーセントの割合で計算した金額を遅延利息として徴収すること。ただし、分割して履行しても支障のないものについては、その遅滞部分についてのみ徴収することができること。

四 前号の遅延利息が百円未満であるときは、これを徴収しないことができること。

五 第三号の遅延利息の徴収日数については、検査に要した日数及び工事若しくは製造の請負又は物件の購入の検査の結果不合格となつた場合におけるその手直し、補強又は引換えのために要する第一回目の指定日数は、これに算入しないこと。

六 工事の請負の場合における目的物の引渡しは、しゅん工検査に合格した時をもつて完了すること。

七 財産の購入の場合における目的物の引渡しは、引渡場所において検査に合格した時をもつて完了すること。

八 前二号の引渡し前に生じた損害は、すべて契約の相手方の負担とすること。ただし、法人が故意又は重大な過失によつて生ぜしめた損害については、この限りでないこと。

九 財産の売渡しの場合において、目的物の引渡し後は、その瑕疵かしについて、法人は担保の責任を負わないこと。

十 財産の借受人は、法人の承諾を得ないで借受財産の転貸をしてはならないこと。

十一 財産の借受人は、借受財産の亡失又はき損に対して法人の指定した賠償金又は修繕費を納付しなければならないこと。ただし、法人の都合によつて、代品を提供させ、又はき損された財産の修理をさせることができること。

十二 天災その他避けることのできない非常災害により請負工事の既済部分又は検査済持込材料に滅失又はき損を生じ、その損害額が契約金額の十分の二を超過したときは、法人は契約の相手方の申立てによつてその超過金額の二分の一以内を負担することができること。ただし、契約の相手方がその損害発生防止について相当の措置をせず、又は注意を怠つたと認められるときは、この限りでないこと。

十三 前号本文の規定による申立ては、文書をもつて、損害額証明書を添附のうえ、事実発生翌

日から起算して五日以内にしなければならないこと。

十四 第十二号の損害の事実及び損害額は、事実発生の日、法人が認定すること。

十五 契約の相手方が次のいずれかに該当する場合には、法人は契約を解除することができること。

イ 期限内に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められるとき。

ロ 契約履行の着手を延ばしたとき。

ハ 契約解除の申出があつたとき。

ニ 当該契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者となつたとき。

ホ イからホまでに掲げるもののほか、契約の相手方又はその代理人が契約条項に違反したとき。

十六 前号の規定によつて契約を解除したときは、契約保証金(契約保証金に代わる担保を含む。第二十二号から第二十五号まで及び第二十二号第五項において同じ。)は法人の所得とし、なお損害があるときは、賠償を請求することができること。ただし、契約の相手方が当該契約を締結する能力を有しない者若しくは破産者で復権を得ない者に該当するに至つたとき、又は契約の解除を申し出た場合において正当の理由があるときは、この限りでないこと。

十七 前号本文の場合において、契約保証金の納付若しくはその納付に代わる担保の提供がなく、又はそれらの金額が契約金額の百分の十に満たないときは、相当額又は不足額を納付させること。

十八 契約を解除した場合においては、履行部分又は持込工事用材料に対し法人が正当と認める金額を交付して、これを引き渡させることができること。

十九 契約の解除は、違約金の徴収を妨げないこと。

二十 法人は、必要があると認めるときは、契約の相手方と協議のうえ、その契約の全部若しくは一部の解除、

.....

を結んだ後において、物価の変動があり、契約金額が著しく不当となつた場合は、その事情に応じ、法人は、契約の相手方と協議のうえ、契約金額を変更することができること。

二十二 契約の内容の変更の結果契約金額を増減した場合には、その増減の割合に応じて契約保証金を増額することができること。

二十三 契約の解除及び契約保証金の法人への帰属は、書面をもつてすること。この場合において、契約の相手方がその書面の受領を拒み、又はその住所及び居所がともに知れないときは、送達にかえて、掲示その他の方法によつて公告することができること。

二十四 遅延利息その他契約の相手方から徴収すべき金額は、契約の相手方に対して支払うべき代金又は契約保証金と相殺し、なお不足があるときは、これを追徴すること。

二十五 契約保証金は、契約履行後に還付すること。

第7条 契約担当者は、契約の性質又は目的により必要があると認めるときは、前条各号に規定する以外の事項についても定めることができる。

(隔地者との契約調印の方法)

第8条 契約の相手方が隔地にあるときは、まず相手方に契約書の案を送付して記名押印させ、その後当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

2 前項の場合において、契約担当者が記名押印したときは、当該契約書の一通を相手方に送付するものとする。

3 契約の相手方が国、他の地方公共団体その他公共的団体でききに押印させることができないときは、第一項の規定によらないことができる。

(前金払等の際の連帯保証人)

第9条 契約担当者は、前金払の特約を必要とするとき、又は第六条第六項の規定により契約保証金の全部又は一部の納付を免除しようとするときは、契約の相手方に連帯保証人を立てさせなければならない。ただし、契約担当者においてその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の連帯保証人は、次に掲げる要件を具備した者でなければならない。

一 民法(明治二十九年法律第八十九号)第十九条第一項に規定する制限能力者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

二 保証能力が確実な者

(売払代金等の納付時期)

第10条 財産(公有財産を除く。)の売払代金又は交換差金は、当該財産の引渡しの前までにこれを納付させなければならない。ただし、契約担当者が特別の理由があると認められる場合にあっては、この限りでない。

(貸付料の納付時期)

第11条 財産の貸付料は、当該財産の引渡しの前までに納付させなければならない。ただし、契約担当者が特別の理由があると認める者については、この限りでない。

(代価支払前の調書作成)

第12条 契約担当者は、工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約により給付を受けたときは、その給付の完了を確認するための監督又は検査をした職員にその調書を作成させなければならない。ただし、契約担当者が調書を作成する必要がないと認めたときは、これを省略することができる。

2 前項の規定は、契約により工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分に対し、その代価の一部を支払う必要がある場合について準用する。

(部分払の限度額)

第13条 前条第二項の場合における支払金額は、既済部分又は既納部分に対する代価の十分の八をこえることができない。

第二節 一般競争入札による契約等

(一般競争入札参加資格の審査等)

第14条 理事長は、経理規程第56条の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めるときは、その基本となるべき事項並びに資格審査申請の時期及び方法を掲示その他の方法をもって公示する。

2 一般競争入札に参加しようとする者から前項の規定に基づく資格審査の申請があつたときは、理事長は、定期又は随時にその者が当該資格を有するかどうかを審査して、資格を有すると認めた者については、一般競争入札参加資格者名簿に登載するとともに、当該申請者に対してその結果を通知する。

(入札の公告)

第15条 一般競争入札に附しようとするときは、その入札期日の前日から起算して七日前までに、掲示その他の方法をもって公告しなければならない。ただし、急を要する場合には、その期日を三日前までに短縮することができる。

(入札について公告する事項)

第16条 前条の規定による公告は、次の各号に掲げる事項について行なうものとする。

- 一 競争入札に附する事項
- 二 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- 三 契約条項を示す場所
- 四 入札及び開札執行の場所及び日時
- 五 入札保証金に関する事項
- 六 入札が無効となる事項
- 七 前各号に掲げるもののほか、契約書作成の要否その他契約担当者が必要と認める事項

(予定価格の作成)

第17条 契約担当者は、その競争入札に附する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によつて予定し、その予定価格を記載した予定価格調書を封書にし、開札の際、これを開札場所に置かななければならない。

(予定価格決定の方法)

第18条 予定価格は、競争入札に附する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

(予定価格の決定の基準)

第19条 予定価格は、次の各号に掲げる価額によつて定めなければならない。

一 契約の目的となる物又は役務について物価統制令(昭和二十一年勅令第百十八号)に規定する統制額(同令第三条第一項ただし書の規定による許可に係る価格等の額を含む。以下「統制額」という。)

のある場合は、当該統制額をこえない価額

二 契約の目的となる物又は役務について統制額のない場合は、契約担当者が適正と認め決定した価額

2 前項の規定により予定価格を定める場合においては、当該物又は役務の取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、契約数量の多少、履行期間の長短等を考慮しなければならない。
(最低制限価格を設定する場合)

第20条 契約担当者は、経理規程第56条の規定により最低制限価格を設ける場合は、予定価格の三分の二以上の額で設定することができる。

(入札保証金の納付等)

第21条 契約担当者は、一般競争入札に参加する者(以下「入札者」という。)に対し、その見積金額の百分の十以上の入札保証金を納めさせなければならない。

2 第六条第二項(第三号を除く。)及び第三項から第五項までの規定は、前項の規定による入札保証金について準用する。この場合において、第六条第二項中「契約保証金」とあるのは「入札保証金」と、同条第四項中「又は同項第三号の保証事業会社の保証を契約保証金」とあるのは「を入札保証金」と、同条第五項中「又は同項第三号の保証事業会社の保証を契約保証金」とあるのは「を入札保証金」と、「金融機関又は保証事業会社」とあるのは「金融機関」と読み替えるものとする。

3 契約担当者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

一 入札者が保険会社との間に当該入札につき県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

二 経理規程第56条の規定に基づき理事長が定める資格を有する者による一般競争入札に付する場合において、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

4 契約担当者は、前項第一号の規定に該当するため入札保証金の全部又は一部を免除しようとするときは、当該入札に係る入札保証保険証券又はその保険加入を証する書面を入札の時までに提出させなければならない。

5 納付させた入札保証金(その納付に代えて提供された担保を含む。)は、落札者決定後還付する。ただし、落札者の入札保証金(入札保証金に代わる担保(銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関の保証を除く。))を含む。)は、契約保証金に充当することができる。

(入札書の提出等)

第22条 入札者は、第17条の規定により公告した事項、契約条項その他関係書類及び現場を熟知の上、入札書を一件ごとに作成して封書にし、入札保証金(入札保証金に代わる担保を含む。次項において同じ。)及び次に掲げる書類とともに、指定した日時までに、指定した場所に提出しなければならない。この場合において、入札者がその代理人に入札させるときは、更に、当該代理人に、委任状を提出させなければならない。

一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でない旨の証明書

二 その他契約担当者があらかじめ指示した書類

2 入札の方法が郵便入札であるとき、又は入札者が郵便により入札しようとするときは、入札書、入札保証金及び前項各号に掲げる書類を封書のうえ、その表面に「何々入札書在中」と朱書し、指定した日時までに指定した場所に到達するように、書留郵便で差し出さなければならない。

3 契約担当者が、入札の方法を郵便入札とすべきことを指定した場所を除くほか、郵便による入札は、直ちに再度の入札を執行する場合においては、これに応ずる意思を有しないものとみなす。

(電子情報処理組織による入札の特例)

第22条の2 契約担当者は、前条第一項の規定にかかわらず、理事長が別に定める入札については、電子情報処理組織(法人の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と入札者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用して行わせることができる。

2 前項の規定により電子情報処理組織を使用して入札を行わせる場合における第十七条第四号及び次条第二号から第四号までの規定の適用については、第十七条第四号中「入札及び」とあるのは「入札期間並びに」と、次条第二号中「第二十三条第一項の規定により指定した」とあるのは「開札の」と、同条第三号中「日時までに指定した場所に到達しない入札又は郵便入札の場合であつて封書の表面に「何々入札書在中」と朱書がなく、入札書であることが確認できなかった」とあるのは「入札期間中に到達(県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録されることをいう。)しない」と、同条第

四号中「記名押印」とあるのは「入札者の電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号)第二条第一項に規定する電子署名をいう。以下同じ。)及び当該電子署名に係る電子証明書(電子情報処理組織を使用して入札を行う者が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項が当該者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。)」とする。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行わせる入札に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(入札が無効となる事項)

第23条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

一 法令及びこの規則の規定に基づき定められた入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

二 第22条第1項の規定により指定した日時までに入札保証金を納付しない者(その納付に代わる担保を提供しない者を含む。)のした入札

三 指定した日時までに指定した場所に到達しない入札又は郵便入札の場合であつて封書の表面に「何々入札書在中」と朱書がなく、入札書であることが確認できなかった入札

四 記名押印のない入札

五 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもつて価格を表示しない入札

六 同一事項に対してした二通以上の入札

七 他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札

八 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

(落札者への通知)

第24条 落札者が決定したときは、契約担当者は、直ちに、その旨を落札者に通知しなければならない。

(契約の締結)

第25条 落札者は、落札決定の通知を受けた日から起算して、五日(工事の請負契約にあつては、七日)以内に、契約保証金を納付し、又はその納付に代わる担保を提供して 契約を結ばなければならない。

2 前項の期間は、契約担当者が特別の理由があると認める場合においては、これを伸縮することができる。

3 落札者は、前二項の期間内に契約を結ばないときは、その者の落札はその効力を失う。

(再度公告入札の公告期間)

第26条 入札者若しくは落札者がいない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、更に入札に附しようとするときは、第15条本文の公告期間は、五日前までに短縮する ことができる。

(せり売り)

第27条 動産の売払についてせり売りに附する場合は、本節の規定に準じて取り扱うものとする。

第三節 指名競争入札による契約

(入札者の指名)

第28条 契約担当者は、指名競争入札に附しようとするときは、その入札に参加する資格を有する者を三人以上指名しなければならない。

2 前項の規定により指名したときは、第16条各号の事項をその指名した者に通知しなければならない。

(一般競争入札による契約に関する規定の準用等)

第29条 第14条及び第17条から第25条までの規定は、指名競争入札による契約の場合に準用する。

2 前項の場合において、定めた資格が前項において準用する第14条第2項の規定による資格の審査及び名簿への登載を要しないと認められるときは、当該資格の審査及び 名簿への登載は行わず、同項の規定による資格の審査及び一般競争入札参加資格者名簿への登載をもつてこれに代えるものとする。

第四節 随意契約

(随意契約によることができる予定価格の額)

第29条の2 経理規程第58条で定める額は、別表上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額とする。

(予定価格)

第30条 随意契約によろうとするときは、あらかじめ、第18条及び第19条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。

(見積書の提出)

第31条 随意契約によろうとするときは、契約書案その他見積りに必要な事項を示して、なるべく二人以上から見積書を提出させなければならない。

第五節 雑則

(報告)

第32条 契約担当者は、その取扱いに係る契約に関し、遅滞なくその事実を理事長に報告しなければならない。

附 則

1 この規則は、17年5月1日より施行する。

2 予定価格が十億円以上の建設工事の請負契約の場合における第5条第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「百分の十」とあるのは、「百分の三十」とする。

別表(第29条の2関係)

契約の種類額

- 一 工事又は製造の請負二百五十万円
- 二 財産の買入れ百六十万円
- 三 物件の借入れ八十万円
- 四 財産の売払い五十万円
- 五 物件の貸付け三十万円
- 六 前各号に掲げるもの以外のもの百万円